新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言等の終了に関する周知のお願い

令和3年9月28日付けで開催された新型コロナウイルス感染症対策本部における決定により、新型コロナウイルス感染症対策に関して、9月30日をもって、緊急事態措置及びまん延防止等重点措置を終了することが公示されました(資料1及び資料2参照)。また、これに伴い、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」(以下「基本的対処方針」という。)が変更されました(資料3及び資料4参照)。

つきましては、変更された基本的対処方針に基づき、引き続き、今後の早期の感染の再拡大を招かないよう、新型コロナウイルス感染症対策を着実に実施していただくように会員企業への周知をお願いいたします。

## 【参考資料】

(資料1) 新型コロナウイルス感染症緊急事態の終了(令和3年9月28日発出) https://corona.go.jp/news/pdf/kinkyujitaisengen\_houkoku\_20210928.pdf

(資料2)新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の終了に関する公示(令和3年9月 28日)

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kouji\_20210928.pdf

(資料3)新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針 令和2年3月28日(令和3年9月28日変更)

https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon h 20210928.pdf

(資料4) 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針変更(新旧対照表) https://corona.go.jp/expert-meeting/pdf/kihon h taishou 20210928.pdf

経済産業省 製造産業局